

- ・当法人は、昭和61年に高度技術工業集積地域開発促進法に基づく愛媛テクノポリス開発計画の推進母体として設立された(財)愛媛テクノポリス財団を前身とし、平成9年に、産学官一体となった技術開発促進の中核機関である(財)愛媛県技術開発振興財団を統合し(財)愛媛県産業技術振興財団と改称した。さらに、平成13年には、中小企業への支援・中心市街地商業の活性化・下請企業の振興を行う(財)愛媛県中小企業振興公社と、中小企業情報化支援を推進する(財)愛媛県産業情報センターを統合して現在の名称に変更し、県内企業に対する相談・支援等のワンストップサービスを提供する体制を構築した。
- ・当法人は、このような沿革を踏まえ、地域産業の技術高度化及び新事業創出の支援を行うとともに、県内中小企業の情報化、経営基盤の強化、経営革新、設備の導入等を促進し、もって本県経済の発展に資するため、テクノプラザ愛媛、産業情報センターの指定管理者としての管理運営、地域産業の技術高度化及び新事業創出のための相談、研究開発経費等の助成、市場調査、販路開拓等の各種支援、小規模企業者等の創業・経営基盤強化のための設備資金貸付、設備貸与事業、中小企業・小売商業者のIT化支援などの多様な事業を実施している。
- ・本県では、中小企業が全企業の99.9%(全国平均99.7%)、従業員構成比では86.4%(同71.0%)を占めており、地域経済の活性化と自立的進展を図るうえで、県内産業の総合的な支援機関である当法人の役割は大きく、当法人による支援事業等の必要性は変わらないが、18年度から県の公の施設に指定管理者制度が導入されるとともに、国の三位一体改革、県の厳しい財政状況に伴う補助金等収入の削減など、経営環境の変動が予想されていたことから、「経営環境を踏まえた見直し」とされた法人である。
- ・出資法人改革実施計画等の進捗状況、自己点検評価(1次評価)、当該法人へのヒアリング等を踏まえた2次評価は次のとおりである。

1 出資法人の自主性・自律性の向上に向けた取組

(1) 組織体制の見直し

- ・指定管理者の管理運営等を行う総務課、新事業創造部、中小企業振興部、産業情報センターの4部門で業務を行っている。16年度に産業創出支援機能を強化するため、新事業創造部に副部長、技術職の担当課長を配置するとともに、施設管理運営業務の一元化を図るため総務課に業務を集約化するなどの組織の見直しを行っていることは評価でき、今後とも当法人の業務内容の見直しに伴う効果的な組織体制づくりを進めていただきたい。
- ・役員は、16名で、産学官の関係者が就任しており、うち常勤役員は1名となっている。

(2) 経営基盤の充実・強化

- ・当法人の収支は、15～17年度にかけて当期正味財産が減少(赤字)しているが、ベンチャー企業への投資事業に係る代位弁済の発生など特殊要因によるもので、今後は収支均衡する計画となっている。
- ・当法人の収入は、小規模企業者等に対する設備資金貸付・設備貸与事業及び機械類貸与事業に係る借入金・償還金、創業者・中小企業への各種支援事業に係る国、県からの補助金・委託料、県有施設の指定管理委託料が大部分を占めている。
- ・しかし、収入の大半を占める設備資金貸付・設備貸与事業及び機械類貸与事業に係る借入金・償還金等は景気低迷による中小企業の設備投資意欲の低下や低金利の影響から低迷するほか、三位一体改革による国庫補助の廃止、県の厳しい財政状況により、補助金・委託料が年々減少している。
- ・そのため、実施計画にもある通り、国等の競争的資金を積極的に獲得するとともに、指定管理者として、施設のPRや入居者への支援の充実を図るなど施設利用の拡大に努め、利用料金の増収を図るほか、貸与事業の積極的な貸し出しに努めるとしている。

今後とも、実施計画に沿って取組みを強化していただきたい。特に、施設の管理運営に当たっては、一層の経費節減に努め、競争的資金の獲得に当たっては、他県等との資金獲得競争が激化しており、当財団の特色を活かした事業の積極的な展開に努めていただきたい。また、設備資金貸付、設備貸与事業及び機械類貸与事業の未収金が17年度末現在で29件351,813千円あり増加傾向にあるため、事業自体が財政基盤の弱い小規模企業者等に対し政策的に貸与するものとはいえ、審査段階及び貸付・貸与後における企業の経営状況の把握や指導助言、債権管理の適正化に向けた取組みを強化することにより、民間金融機関からの派遣職員のノウハウの活用なども図りながら未収金の発生防止及び回収率の向上に一層努める必要がある。

(3) 役員数及び給与制度の見直し

- ・役員数は16名、専務理事1名以外は、非常勤で無報酬。職員数は、18年度30名で、常勤職員27名と臨時職員3名で運営している。
- 20年度から、職員の削減を計画しており、事務の効率化等で対応する計画となっているが、当法人の業務内容を踏まえ、他県における職員数の状況も勘案し、適切な職員配置に努めていただきたい。
- ・職員給与については、県職員に準じており、給与カットも実施している。

2 県の関与の適正化に向けた取組

(1) 財政的関与の見直し

- ・当法人は、県内産業の総合的な支援機関として、県からの補助金・委託料を中心に、新事業の創出や中小企業の支援など多様な事業を展開しているが、県の厳しい財政状況等を踏まえ、事業は縮小しており、県財政支出（補助金・委託料）依存度は、18年度で15.5%となる見込みである。

なお、設備資金貸付、設備貸与事業及び機械類貸与事業について、その原資として県から無利子貸し付けを行うとともに、当法人の中小企業金融公庫等からの借入金について損失補償を行っているところであるが、利用実績等を踏まえ、貸付枠を縮小し、県の貸付金、損失補償も減額している。（過去、損失補償が発生した事例はない）

- ・当法人の事業の大半は、県の施策に基づき実施しているものであり、県内中小企業のおかれている状況を踏まえれば、当法人の事業及び県関与の必要性は認められ、厳しい財政状況の中で、南予地域振興に係る事業など、新たな地域産業のニーズに対応した取組みも始めるなど事業の選択と集中を行っていることは評価できる。

しかし、当法人が実施している中小企業の支援等、経済活動に対する公共的な支援は、本来的には中小事業者の自主努力を基本とすべきものであり、公共的支援はそれを促し、側面的支援を行うものとする。さらに中小企業向けの支援事業は、国や県、市町、商工団体、金融機関が個別に実施しているものも多く、それらとの役割分担を明確にし、当法人の役割の重点化を図っていくことが必要である。

あわせて、成果重視の観点から、事業を検証・評価し、より事業者のニーズに適応した効率的・効果的な事業の実施に努めるとともに、自主財源の確保を図り、県の財政支援に大きく左右されない、自立的な経営基盤の強化・充実を図っていただきたい。

(2) 人的関与の見直し

- ・県派遣職員は18年度、5名、兼務職員は、4名となっているが、従事業務は、新事業創出支援、産学官連携の研究開発事業等を推進する上で、中核的な役割を担っており、県内産業の総合的な支援機関として当法人の役割を果たす上で関係機関との連携協力、専門的な知識が必要不可欠であることから、必要性は認められる（指定管理者としての施設の管理委託の業務は行っていない）。
- ・県職員OBについても、役員に常務理事1名、職員は2名雇用されているが、専門的な知識の必要性等から認められる。
- ・なお、実施計画にあるとおり、当法人の自立的な運営を強化するため業務体制の見直し等を進め、20年度に職員の削減を計画しているところであり、当法人の県等との役割分担や業務内容の見直しに伴い、県関係職員の役割、業務内容を見直すとともに、自立的な運営が可能となるようブローカー職員の登用、民間企業との交流の推進などにより、最小限の人員とするよう努めていただきたい。
- ・役員には、経営の自主性・自律性の観点から、県職員は就任していない。

3 経営情報等の積極的な開示に向けた取組

- ・当法人のホームページ上で、事業計画・報告書、収支予算・計算書、貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録、寄附行為、役員名簿を公表するとともに、18年4月に情報公開制度を導入しており、取組みは順調である。

4 総合的評価

【法人】

- ・中小企業のニーズや国・県の財政状況などに対応し、適切な事業展開を行っているが、中小企業向けの支援事業は、国や県、市町、商工団体、金融機関が個別に実施しているものも多い。このため、それらとの役割分担を明確にし、十分な連携・協力を行うとともに、事業の検証・評価により、成果の高い事業への重点化を図るとともに、自主財源の確保等に努め、自立的・安定的な経営基盤の確立に取組むこと。

【所管課】

- ・県では当法人を県内産業の総合的な支援機関として位置付けており、県の施策推進の観点から、密接な連携を図りつつ、効率的・効果的な事業展開に努めるとともに、当法人の自立的な経営の強化に向け、県関係職員の見直しも検討すること。